

令和3年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R3.9.21	R3.10.5	○(新宿区○-○)に係る電気設備設置届出書(平成22年11月20日22牛予(電)第75号)(電気主任技術者が記載され再度提出されたもの)					●											(不存在)請求に係る内容の公文書は届出されておらず、実施機関では取得していないため存在しない。	東京消防庁予防部予防課
2	R3.10.28	R3.11.1	○(東京都千代田区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成元年12月11日31麴予(報)第876号)	20	●															東京消防庁予防部査察課
3	R3.10.20	R3.11.1	○(大田区○-○-○)に係る電気設備設置(変更)届出書(平成5年3月16日第30号)	28		●					●		●						(2号) 主任技術者及び管理責任者等の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため  (4号) 平面図及び断面図は、公にすることにより、建物内部への侵入によるテロ等の犯罪の実行を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 また、届出者、試験実施者等の印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため	東京消防庁予防部予防課



























令和3年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
34	R3.10.15	R3.11.16	火災調査書類（令和3年9月28日3青予第85号）のうち、火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2）、出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号）	5		●																<p>（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p> <p>（6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁予防部調査課
35	R3.9.14	R3.11.16	<p>○（港区○-○-○）に係る少量危険物の貯蔵取扱届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年5月9日第609号</li> <li>・平成9年5月9日第610号</li> <li>・平成9年5月9日第611号</li> </ul>	61		●																東京消防庁予防部危険物課	
36	R3.11.9	R3.11.17	○（八王子市○丁目○-○）に係る最新の消防用設備等点検結果報告書の鑑及び総括表（総括表がない場合には報告書一式）																			<p>（不存在）当該公文書は3年保存の公文書であるため、廃棄済みであり、現在は存在しない。</p>	東京消防庁予防部査察課



















令和3年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
57	R3. 10. 14	R3. 11. 30	火災調査書類（令和3年8月31日3四新第56号）のうち、火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2）、出火原因判定（別記様式第16号及び別記様式第26号）、現場見分調書（第1回）（別記様式第18号及び別記様式第26号）、現場見分調書（第2回）（別記様式第18号及び別記様式第26号）、鑑識見分調書（別記様式第18号及び別記様式第26号）、現場質問調書（第1回）（別記様式第19号）、現場質問調書（第2回）（別記様式第19号）、現場質問調書（別記様式第19号）	99		●														<p>（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p> <p>（6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	東京消防庁予防部調査課